

# 注 記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

#### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結台帳団体（会計）においては、原則、取得原価としています。

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの……………取得原価

#### ② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 商品等……………移動平均法による原価法

#### ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～30 年

物品 2 年～15 年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金  
退職手当債務に、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を加算した額を計上しています。  
ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。
- ③ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  - イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。  
ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

該当する事項はありません。

### (2) 表示方法の変更

該当する事項はありません。

## 3 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

該当する事項はありません。

### (2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事項はありません。

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事項はありません。

### (4) 重大な災害等の発生

該当する事項はありません。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事項はありません。

### (2) 係争中の訴訟等

該当する事項はありません。

## 5 追加情報

### (1) 連結対象会計

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計（事業勘定）	地方公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）	地方公営企業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
当麻町土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
株式会社とうま振興公社	第三セクター等	比例連結	25.93%
当麻町森林組合	第三セクター等	全部連結	—
愛別町外3町塵芥処理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	33.92%
北海道後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.155%
北海道市町村備荒資金組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.226%
上川教育研修センター組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.541%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

ただし、以下の団体については、作成の基礎となる財務情報等が入手できなかったことから、比例連結を行っておりません。

団体（会計）名
大雪浄化組合
大雪消防組合
上川広域滞納整理機構

- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

以上